## 広島県告示第九百六十六号

段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百七十一条第四項前

令和七年十一月十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

		1
守長 佑	属する次の職員広島県立河内高等学校に所	の委任を受けた出納員会計管理者の事務の一部
く。)	(法第百七十条第二項第二号該出納員の所属する廨の会計	委任した事務
	令和七年一一月七日	委任した年月日